

田村バイオマス発電所 2024年度 放射性物質等維持管理記録

測定項目	測定方法	単位	規制値	自主基準値	10月				
					1~5日	6~12日	13~19日	20~26日	27~31日
木質チップ中の放射性物質濃度	自社測定器	Bq/kg	なし	100	ND	ND~56	ND~58	ND~49	ND~37
	計量業者委託				13	---	---	---	---
焼却灰中の放射性物質濃度	自社測定器	Bq/kg	なし	8,000	1,604	10/1~10/28まで定期修繕期間			293~1,294
	計量業者委託				2,641	---	---	---	---
敷地境界線上の空間線量率	自社測定器	μSv/h	0.23	0.23	0.05~0.07	0.05~0.09	0.05~0.08	0.05~0.08	0.05~0.09
排ガス中のばい煙量・濃度	自社測定器※3	g/m ³ N	0.3	0.05	0 (<0.0005)	10/1~10/28まで定期修繕期間			0 (<0.0005)
	計量業者委託								
排ガス中の放射性物質濃度	計量業者委託	Bq/m ³ N	なし※1	ND	10/1~10/28まで定期修繕期間				
排水中の放射性物質濃度	計量業者委託	Bq/L	なし※2	ND	---	---	---	---	---

■実施しない週は「---」と記載する

■NDとは検出下限値未満であることを示している

※1：放射性物質汚染対処特措法で指定されている施設における排ガス中の放射性物質濃度の基準値は、
 $134\text{Cs濃度 (Bq/m}^3) / 20 \text{ (Bq/m}^3) + 137\text{Cs濃度 (Bq/m}^3) / 30 \text{ (Bq/m}^3)$ で算出される値が1以下である。

※2：放射性物質汚染対処特措法で指定されている施設における排水中の放射性物質濃度の基準値は、
 $134\text{Cs濃度 (Bq/L) / 60 (Bq/L) + 137Cs濃度 (Bq/L) / 90 (Bq/L)$ で算出される値が1以下である。

※3：測定レンジは0~100mg/m³（整数表示で小数点以下は四捨五入）

田村バイオマス発電所 2024年度 放射性物質等維持管理記録

	測定頻度	項目	単位	規制値	自主基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
木質チップ中の放射性物質濃度	1回/月	測定結果	Bq/kg	なし	100	15	17	19	ND	13	19	13						
焼却灰中の放射性物質濃度	1回/月	測定結果	Bq/kg	なし	8,000	2,435	2,337	910	1,527	1,200	2,546	2,641						
敷地境界線上の空間線量率	連続	測定結果 (南ゲート)	μSv/h	0.23	0.23	0.06~ 0.09	0.06~ 0.08	0.06~ 0.09	0.06~ 0.10	0.06~ 0.11	0.06~ 0.09	0.06~ 0.09						
		測定結果 (西ゲート)	μSv/h	0.23	0.23	0.05~ 0.08	0.05~ 0.08	0.05~ 0.08	0.05~ 0.08	0.05~ 0.09	0.05~ 0.09	0.05~ 0.08						
排ガス中の 放射性物質濃度	1回/2ヶ月	排ガス採取位置				煙 突												
		排ガス採取日				9日		6日		2日								
		測定結果	Bq/m ³ N	なし※1	ND	ND		ND		ND			定期修繕					
排ガス中のばい煙量・濃度	連続	排ガス採取位置				バグフィルタ出口												
		測定結果※3	g/m ³ N	0.3	0.05	0 (<0.0005)	0 (<0.0005)	0 (<0.0005)	0 (<0.0005)	0 (<0.0005)	0 (<0.0005)	0 (<0.0005)	0 (<0.0005)					
排ガス中のばい煙量・濃度	1回/2ヶ月	排ガス採取位置				煙 突												
		排ガス採取日				5日		6日		2日								
		測定結果	g/m ³ N	0.3	0.05	<0.001		<0.001		<0.001			定期修繕					
排水中の放射性物質濃度	1回/年	排水採取位置				pH中和処理設備出口												
		排水採取日									2日							
		測定結果	Bq/L	なし※2	ND						ND							

- 実施しない月は「---」と記載する
- NDとは検出下限値未満であることを示している
- 本記録は、弊社HP、発電所南ゲート前の掲示板その他にて情報公開する

※1：放射性物質汚染対処特措法で指定されている施設における排ガス中の放射性物質濃度の基準値は、134Cs濃度 (Bq/m³) /20 (Bq/m³) +137Cs濃度 (Bq/m³) /30 (Bq/m³) で算出される値が1以下である。

※2：放射性物質汚染対処特措法で指定されている施設における排水中の放射性物質濃度の基準値は、134Cs濃度 (Bq/L) /60 (Bq/L) +137Cs濃度 (Bq/L) /90 (Bq/L) で算出される値が1以下である。

※3：測定レンジは0~100mg/m³ (整数表示で小数点以下は四捨五入)